

2025 年 4 月 28 日 全 5 頁

「少額投資の在り方に関する勉強会」報告書

東証は上場会社、投資家向けの情報発信などを強化

金融調査部 研究員 瀬戸佑基

[要約]

- 東京証券取引所（以下、「東証」）は、2024 年 10 月から「少額投資の在り方に関する勉強会」を開催し、2025 年 4 月 24 日に報告書を公表した。報告書では、個人投資家が求める投資単位の水準である「10 万円程度」を踏まえて、上場会社が「投資単位の水準や引下げに向けた方策を自発的に検討していくことが重要」（報告書 p. 2）とされた。
- 加えて、「中長期的な観点から更なる少額投資を実現する方策案」（報告書 p. 30）として、売買単位の引下げなどの対応を行った際の論点の洗出しも行われた。
- 大和総研の集計では、2025 年 4 月現在、プライム市場上場会社のうちの約半数が投資単位 20 万円以上となっているなど、投資単位の水準が「10 万円程度」から離れている会社も多い。「10 万円程度」という金額は、あくまでも「考慮」が求められるものにすぎず、この水準を超過していても株式分割が強制されることはないものの、投資単位の高い会社は今まで通り積極的に株式分割を検討した方がよいだろう。

「少額投資の在り方に関する勉強会」の詳細

東京証券取引所（以下、「東証」）は 2024 年 10 月から月に 1 回程度のペースで「少額投資の在り方に関する勉強会」を開催し、2025 年 4 月 24 日に報告書¹を公表した。本勉強会は「今後東証において施策を検討していくための、実務・法令上の課題等の整理を目的としており、具体的な施策の実施を決定することはしない」²という立ち位置ではあるものの、今後の東証のスタンスを考える上で重要な勉強会であるといえる。報告書においては、

「各社が、（中略）個人投資家の求める投資単位の水準※も考慮し、投資単位の水準や引下げに向けた方策を自発的に検討していくことが重要（※本勉強会で示したアンケート結果：現状、個人投資家の求める投資単位の水準は 10 万円程度）」（報告書 p. 2）

とされ、投資単位の引下げに向けた東証としてのアクションプランが公表されたほか、「中長期的な観点から更なる少額投資を実現する方策案」（同 p. 30）について、論点の洗出しも行われた。

¹ 東京証券取引所「少額投資の在り方に関する勉強会報告書」（2025/4/24）

以下、特記のない限り引用部は当該報告書からの引用となる。引用部直後の（）は引用元ページ数を表す。

² 東京証券取引所「少額投資の在り方に関する勉強会 第五回（2025/2/13）」資料 p. 6

なお、以前から東証は投資単位を 50 万円未満とすることを努力義務として定めていたが、有価証券上場規程第 445 条（「上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が 50 万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする」）などの規則については「今般の勉強会における検討結果としての見直しは行わない」（同 p. 45、下線は筆者による）としている³。

投資単位 10 万円程度、という数値については、あくまでも「個人投資家が求める投資単位の水準（引用者注：10 万円程度）等の情報も参考にしつつ、自社に最適な投資単位や引下げに向けた方策、株主数の増加等に伴う負担軽減に向けた工夫について議論・検討いただくことが期待される」（同 p. 35）との扱いだ。投資単位が 50 万円以上の企業に義務付けられている「投資単位の引下げに関する開示」が投資単位 10 万円以上 50 万円未満の企業にも義務付けられたり、投資単位が 10 万円未満になるような株式分割が義務付けられたりするわけではない。

勉強会での議論事項：「はたらきかけ」と更なる「方策」の論点の洗出し

①「はたらきかけ」と、それに向けたアクションプラン

報告書では、個人投資家向けのアンケートにて「東証市場で日本株を購入する時、理想的な投資単位の水準はどの程度ですか？」⁴との設問に対して、「10 万円～20 万円未満」との回答が最も多かった（同 p. 3）ことを踏まえ、東証が「投資単位の水準のあり方や引下げに向けた検討を上場会社にはたらきかけ」（同 p. 3）としている。またその実現に向けて、「投資単位引下げの意義」や「投資単位引下げに関する諸課題」（株主向け提供書面の電子化促進の必要性、議決権行使比率を高める必要性、株主提案権の行使状況）等が整理された。

東証による投資単位の引下げ要請は今に始まったことではない。1990 年から上場会社に対して投資単位の引下げを要請してきた東証は、その後様々な経緯を経て、2022 年に改めて「投資単位の引下げに係るご検討のお願い」⁵を行った上で、投資単位が 100 万円以上の会社名を一覧表化して開示⁶するなどの施策を行ってきた。他方、上場会社の中には投資単位の引下げに消極的な例もあったようだ。株式分割により個人投資家が株式を購入しやすくなり、株主数などが増加する可能性がある⁷一方、個人投資家が増えることで株主管理コストが増大する可能性も高い。差し引きでデメリットが大きい、という判断をする会社もあったのだろう。

勉強会での議論を踏まえ、東証は以下のアクションプランを示している（**図表 1**）。強制力のあるアクションこそないものの、上場会社・個人投資家・機関投資家などの各主体向けの情報発信や、株式分割を行った際の論点・課題を踏まえ、実務の状況として法務省等に連携するなど、投資単位の引下げに関係する主体をほぼ全面的にカバーした内容である。

³ よって最低投資単位が 50 万円以上の場合は引き続き「投資単位の引下げに関する開示」を行う必要がある。

⁴ 東京証券取引所「少額投資の在り方に関する勉強会 第四回（2025/1/16）」資料 p. 4

⁵ 東京証券取引所「投資単位の引下げに係るご検討のお願い」（2022/10/27）

⁶ 東京証券取引所「投資単位が 100 万円以上の会社（10 月 26 日時点）」（2022/10/27）

⁷ 具体的な影響については、瀬戸佑基・森駿介「株式分割は企業に何をもたらすか」（2023/7/26、大和総研レポート）などを参照。

図表 1 東証が示したアクションプランの概要

個人が求める 投資単位の水準等の提示	・アンケート結果等から個人が求める投資単位の水準等を周知
上場会社向け情報発信	・セミナー等を通じて、株式分割の意義・メリット等を周知
個人投資家向け情報発信	・セミナー等を通じて、議決権行使の意義や方法等を紹介
機関投資家向け情報発信	・投資単位の引下げに関する上場会社の取組み等について情報発信
各種書面の電子化/ バーチャルオンリー株主総会	・関係団体と連携・検討 ・論点・課題を踏まえ、実務の状況として法務省等に連携
株主提案に関する制度/実務	・論点・課題を踏まえ、実務の状況として法務省等に連携

(注) 右列の概要は大和総研による要約。

(出所) 東京証券取引所「少額投資の在り方に関する勉強会 報告書」p. 33 を参考に大和総研作成

② 更なる少額投資の実現に向けて考えられる「その他の方策案」

勉強会ではさらに、「中長期的な観点から更なる少額投資を実現する方策案について、法令・実務上の論点を洗い出し」(同 p. 30) するとされ、3 つの方策が例示され議論が行われた。ただし、いずれの方策もハードルが高く、「現時点でこれらの施策を実施する予定はありません」とされている⁸。

この3方策を概観する前に、「単元」と「売買単位」について整理する必要がある。法令等ではより詳細な記載がなされているが、大きく簡略化して整理すると図表 2 のようになる⁹。

図表 2 会社法、上場規程等における「単元」と「売買単位」に関する規定

単元	・1 単元で 1 つの議決権	・会社法(株式会社): 会社が定款で定めた株数=1 単元 *ただし 1 単元は 1,000 株を超えてはならないなどの制限あり ・有価証券上場規程(上場会社): 100 株=1 単元
売買単位	・取引所での流通単位	・業務規程(上場会社): 1 単元=1 売買単位

(注) 法令・規程における記述を大幅に簡略化している。いずれも基本的な事例を記しており、例外も存在する。

(出所) 会社法、東証「有価証券上場規程」・「業務規程」より大和総研作成

会社法上、株式会社は(一定の制限はあるものの)任意の株式数を 1 単元と設定することができるが、上場会社については、有価証券上場規程において「100 株=1 単元」が定められており、かつ東証業務規程において、「1 単元=1 売買単位」が定められている。これにより上場会社については 100 株=1 単元=1 売買単位、という関係性が成り立っている。東証は投資単位を引下げるための手法として、次頁図表 3 に示した 3 つを「その他の方策」として示している。

⁸ 東京証券取引所「『少額投資の在り方に関する勉強会』報告書に関する FAQ」(2025/04)

⁹ なお、単元株制度・売買単位等についての歴史的な経緯などは、鈴木裕「[少額投資制度に漂う危機感](#)」(2024/8/23、大和総研レポート)が詳しい。

図表 3 3つの「方策」

株式分割の義務付け	・投資単位が一定金額を超える上場会社に対して株式分割の実施を義務付け (単元株式数・売買単位は共に維持)
売買単位の引下げ	・「1 単元=1 売買単位」を緩和(「100 株=1 単元」は維持)
単元株式数の引下げ	・「100 株=1 単元」を緩和

(注) 元資料の記述に一部加筆・修正を行っている。

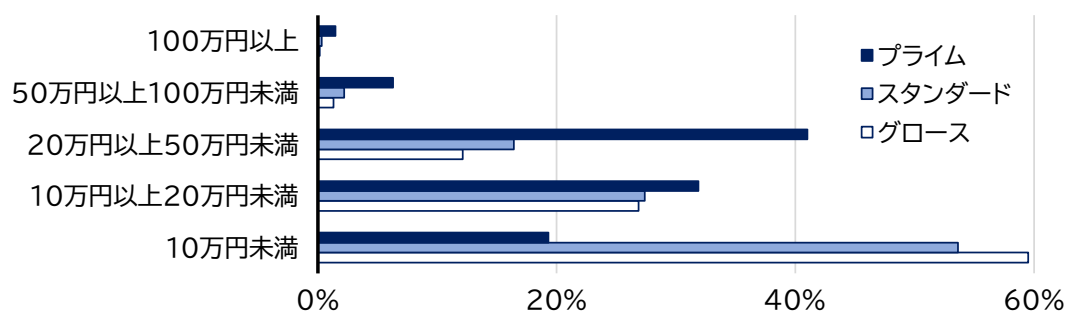
(出所) 東京証券取引所「少額投資の在り方に関する勉強会 報告書」p. 31 を参考に大和総研作成

「株式分割の義務付け」では、株主提案権の行使がより容易になることなど上場会社への影響が、他方「売買単位の引下げ」では、注文・約定件数が増加する可能性があるなど証券会社・投資家への影響が大きいとしている。また「単元株式数の引下げ」では、株主提案権の行使要件の緩和、注文・約定件数の増加など、上場会社・証券会社・投資家のすべてに大きな影響がある、としている(同 p. 31)。

上場会社に求められる対応

投資単位 10 万円程度、という水準は、あくまでも「考慮」すべき数値にすぎないものの、従来示されていた「50 万円未満」という水準に比べると、現時点で充足していない会社も多い。2025 年 4 月 23 日終値ベースで東証上場会社の投資単位を市場別に見たものが図表 4 だ。「10 万円程度」をひとまず「20 万円未満」と読み替えて集計すると、スタンダード・グロース市場上場会社では、投資単位が 20 万円未満の会社が合計 8~9 割程度を占めているものの、プライム上場会社ではその割合は合計 5 割程度にすぎない。

図表 4 2025 年 4 月 23 日終値ベースでの上場市場別に見た投資単位の分布



(注) 各市場におけるパーセンテージを示している。

(出所) QUICK より大和総研作成

本勉強会は、あくまでも「上場会社の自発的な取組」(同 p. 35)を求めるものではあるが、株価水準の高い会社については、今まで通り積極的に株式分割を検討した方がよいといえる。東証は以前から投資単位の引下げを要請しており、2022 年以降、投資単位が高い会社を一覧表化

して公表するなど、その要請の度合いを徐々に強めてきた。確かに株式分割によって個人投資家が増加し、管理コストが増大する可能性や、株主提案権の「値下げ」につながるといったデメリットはある。しかし、勉強会においてもこれらの論点については様々な議論がなされ、その上で「上場会社の自発的な取組を後押ししていく」（同 p. 35）という結論となった以上、多少のコストは受容した上でも株式分割を検討すべき、というメッセージとして受け取ってよいだろう。

なお、報告書では「上場会社の取組の進捗状況や市場関係者からのフィードバック等も踏まえ、上場会社の検討に資する情報の更なる拡充や各種施策のアップデートを行っていく」（同 p. 35）とされている。

関連する大和総研レポート

瀬戸佑基・森駿介「[株式分割は企業に何をもたらすか](#)」（2023/7/26）

瀬戸佑基「[日本企業における個人株主の動向](#)」（2024/8/8）

鈴木裕「[少額投資制度に漂う危機感](#)」（2024/8/23）

瀬戸佑基「[個人株主の議決権行使比率は高められるか](#)」（2025/3/26）